

中央区暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、中央区(以下「区」という。)における暴力団の排除のための活動(以下「暴力団排除活動」という。)に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、もって、区民等の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 区及び区民等は、暴力団が区民の生活及び区の区域内(以下「区内」という。)の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、相互に連携し、及び協力することにより、暴力団排除活動を推進するものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- 四 区民等 区民及び事業者をいう。
- 五 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- 六 警察等 警視庁、区の区域を管轄する警察署又は暴追都民センターをいう。
- 七 暴追都民センター 法第32条の3第1項の規定により東京都公安委員会から東京都暴力追放運動推進センターとして指定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターをいう。
- 八 行政対象暴力 暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。

(区の責務)

第4条 区は、第2条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、区民等、警察等及び暴力団排除活動の推進を目的とする団体と連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を実施するものとする。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、基本理念にのっとり、次に掲げる行為を行うよう努めなければならない。

一 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区又は警察等に当該情報を提供すること。

二 暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。

三 区内の暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。
(区の行政対象暴力に対する措置)

第6条 区長は、法第9条第21号から第24号まで、第26号及び第27号に掲げる行為その他の行政対象暴力を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(区の事務事業に係る暴力団排除措置)

第7条 区長は、公共工事その他の区の事務又は事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとならないよう、警察等と連携し、暴力団関係者を区が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(区が設置する公の施設における措置)

第8条 区長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で、区が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、区が設置する公の施設の利用者について当該公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

(意見聴取)

第9条 区長は、必要があると認めるときは、第7条に規定する公共工事その他の区の事務又は事業の実施及び前条に規定する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるか否かについて、警察等の長の意見を聴くことができる。

(広報及び啓発)

第10条 区長は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(区民等に対する支援等)

第11条 区長は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 区長は、区民等が安心して暴力団排除活動に取り組むことができるよう、警察等と連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年に対する措置)

第12条 青少年(18歳未満の者をいう。以下同じ。)が、暴力団が区民等の生活、事業活動等に不当な影響を与える存在であることを認識するよう、暴力団に加入しないよう、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年の教育又は育成に携わる者は、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区長は、青少年の教育又は育成に携わる者が青少年に対して、前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(祭礼等における措置)

第13条 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事(以下「祭礼等」という。)の主催者又はその運営に携わる者(以下「主催者等」という。)は、当該祭礼等により暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとならないよう、当該祭礼等の運営に暴力団又は暴力団員を関与させない等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、警察等と連携し、祭礼等における暴力団又は暴力団員の関与等について、当該祭礼等の主催者等に対し、必要な指導をし、又は助言をすることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月5日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。